

かめおか e-プラン 2 1

[亀岡市地域情報化実施計画]

平成14年1月

亀 岡 市

目 次

1	基本理念	…	1
2	目標年次	…	1
3	展開する地域情報化施策	…	1
4	目標とする地域情報化イメージ	…	4
5	基本的な実施スケジュール	…	4
6	参考資料	…	8
	1) IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進 に関する指針（骨子）		
	2) 電子政府・電子自治体推進プログラム		
	3) 中央政府における計画		

1 基本理念

第3次亀岡市総合計画に基づく亀岡市のまちづくり推進の基本理念は、市民の参画と共働であり、市民のパートナーとしての行政は、市民サービスの向上はもとより、多様な側面において市民との一体性を強力に進める必要がある。

そして、これらを総合的に推進でき得るツールが高度通信情報技術を活用した施策の展開であり、e-japan 構想等に基づいて中央政府がめざす電子政府の構築を視野に入れつつ、高度通信情報の特徴である情報の双方向発信機能を活かし、真に市民のための地域情報化を進めることとする。

2 目標年次

2001年度において亀岡市地域イントラネット整備事業による行政情報化の基盤整備や民間資本による高速通信回線の着手、また中央政府による地方自治体の電子化推進プログラムの提示等がなされたところであり、2001年度を諸条件整備の元年とし、中央政府の e-japan 構想目標年度が2003年であること等を総合的に勘案し、亀岡市地域情報化の目標年度を3年後の2004年とする。

3 展開する地域情報化施策

1) 市民と行政の共働のまちづくりを進める高度情報化

市民と行政の協調・協力による共働のまちづくりを進めるためには、市民と行政の情報共有化が重要である。このため、市民が容易に行政情報を得ることができ、また、市民が容易に行政へ意思伝達を行える環境づくりとともに、市民の自主的なまちづくり活動を支援する環境を整備する。

○開かれた行政

- ・主要施策の構想案、審議状況、施策計画等の Web 公開
- ・施策の進行状況等の Web 公開
- ・条例、規則や亀岡市公報、統計情報、財政等の行政固有情報の Web 閲覧化

○市民の声を活かしたまちづくり

- ・市民の意見・意向の Web 受付

○市民の自主的なまちづくりの支援

- ・市民 Web 会議室等の設置による市民活動支援

2) 便利な市民生活への高度情報化

自治体としての亀岡市の目的は市民の福祉向上であり、多様な行政手続はその手段である。そこで、これらの行政手続が 24 時間いつでも（ノンストップ）、1ヶ所で（ワンストップ）、どこでも（マルチ）、すべての市民が（ユニバーサル）受けることができる環境の整備を通じて市民の福祉向上をめざす。

○ノンストップサービスの推進

- ・ Web 行政手続の推進
- ・ Web 行政相談の実施
- ・ Web 市広報の確立
- ・ 市民の利用を視点に置いた電子窓口としてのホームページ運用

○ワンストップサービスの推進

- ・ 行政手続の集約化

○マルチサービスの推進

- ・ i モード・L モード・公開端末等、多様な情報端末への対応

○ユニバーサルサービスの推進

- ・ コンピュータ操作技能取得の機会提供
- ・ 社会的弱者への高度通信情報施策の対応

3) 暮らしと地域経済を支える高度情報化

市民生活と地域経済は各々に強いつながりがあり、また地域経済の活力はまちの元気である。そこで、市民生活に視点を置いた「生活情報」「地域情報」等の情報提供により、購買活動の促進を通じたまちなにぎわいを創出する。

○にぎわいあるまちづくり

- ・ 生活情報を基本においた情報発信等への支援
 - 生活支援ポータルサイトの運営
 - 地域商店街情報の提供
 - 地域バーチャルショッピング
 - 地域ホームショッピング

○便利なまちづくり

- ・「まちかど情報サロン」運営支援

4) 安心・安全のまちづくりを進める高度情報化

市民一人ひとりの健康支援や緊急時等の速やかな対応はもとより、災害に強い安心・安全のまちづくりのため、迅速かつ正確に情報を伝達できる高度通信情報の整備を進める。

○安心のまちづくり

- ・ IC カード等による健康管理と健康相談システム
- ・ 地図情報システムと GIS システムの整備
 - 緊急・救急発生地把握
 - 独居老人等の緊急時通報
 - 痴呆性徘徊老人等の所在把握

○安全のまちづくり

- ・ 気象情報システム
- ・ 危険箇所への監視カメラ設置等による水防情報システム

5) 明日を担う子どもたちを育む高度情報化

明日を担う子どもたちに、情報通信機器を利活用できる能力とともに情報通信上の仮想空間における基本的なルールやマナーを体得させ、本格的な情報通信社会の到来に先んじての「人づくり」を行う。

○明日を担う子どもを

- ・ 情報通信上の基本的なルールやマナーの学習
- ・ 子どもたちによる各校ホームページの設置・運営・交流
- ・ 遠隔授業
- ・ 他地方や外国とのテレビ会議・交流

4 亀岡市地域情報化イメージ

別紙のとおり

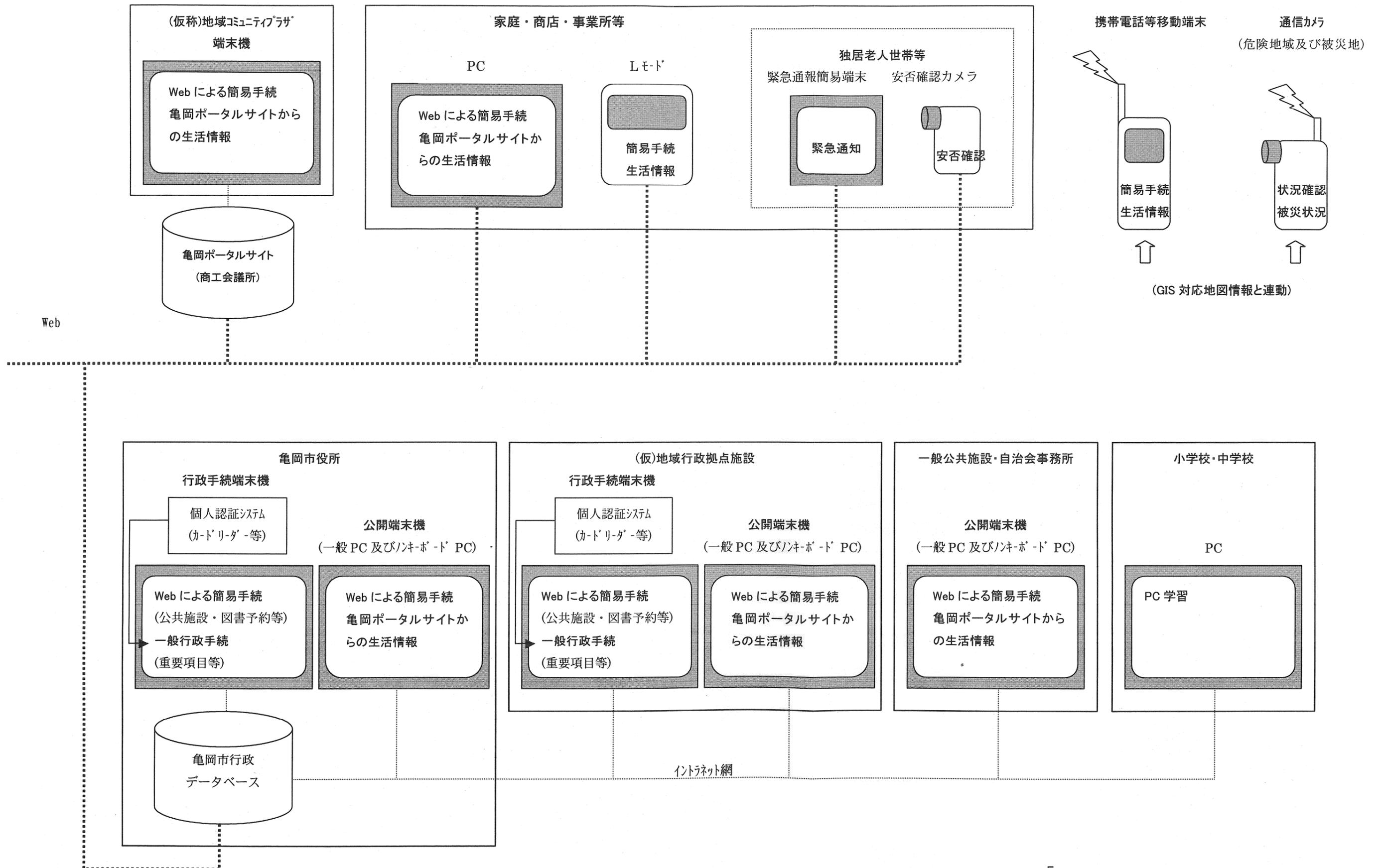
5 基本的な実施スケジュール

別紙のとおり

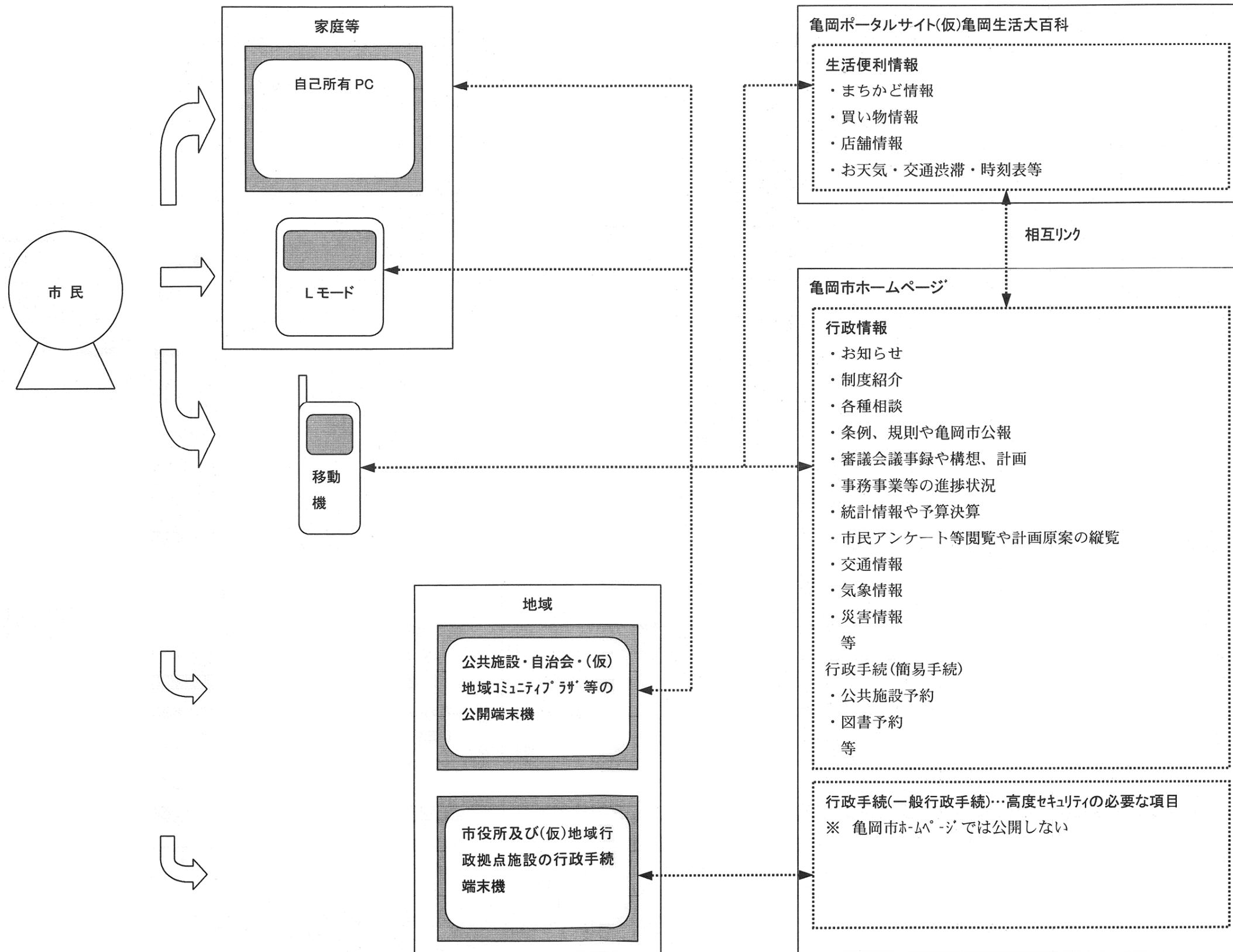
6 参考資料

- 1) IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針（骨子）
平成12年8月28日情報通信技術革命に対応した地方公共団体における情報化本部決定
- 2) 電子政府・電子自治体推進プログラム
平成13年10月16日総務省記者会見資料
- 3) 中央政府における計画

4 亀岡市地域情報化イメージ (その1)



4 亀岡市地域情報化イメージ (その2)



5 基本的な実施スケジュール

項目	細目	2001年 平成13年 [地域情報化へのスタート]	2002年 平成14年 [地域情報化の拡大]	2003年 平成15年 [地域情報化の充実]	2004年 平成16年 [電子市役所]
市民参画のまちづくり	開かれた行政		亀岡市広報や主要施策のWeb公開拡大	審議会議事録等のWeb公開	Web公開項目の拡大
	市民の声を活かしたまちづくり	→ 電子メールによる意見受理	電子メールによる意見受理の手法検討	電子メールによる意見受理の手法拡大	→
	市民の自主的なまちづくりの支援	Web上のフリー掲示板の設置	フリー掲示板の市民会議室への移行	電子会議室の改善	→
便利な市民生活	ノンストップサービスの推進	各種行政手続き案内・行政情報のWeb提供 Web市広報の設置 行政手続様式のダウンロード開始	各種行政手続き案内・行政情報のWeb提供拡大 Web市広報の充実 Web市民相談の実施 ダウンロード対応項目の拡大	→ → Web市民相談の拡大 →	→ → → →
	ワンストップサービスの推進		現行政手続項目の悉皆調査 電子手続への可否・課題整理 既存データベースの結合検討 簡易な行政手続の電子手続化 ICカード活用検討	簡易電子手続項目の拡大 住基カード（ICカード）の交付開始[8月]	電子手続の開始 運用
	マルチサービスの推進	iモードホームページの設置 自治会等への端末設置	iモードホームページの充実 Lモードホームページの検討 自治会事務所等における簡易行政手続検討	→ Lモードホームページの設置 自治会事務所等での簡易行政手続開始	→ Lモードホームページの拡大 →
	ユニバーサルサービスの推進	IT講習会による市民の技能取得 公開端末の設置	市民の技能取得支援 運用	→ 運用	→ →
	暮らしと地域経済	にぎわいあるまちづくり 便利なまちづくり	商工団体によるポータルホームページの設置支援 商工団体によるポータルホームページの設置支援	商工団体の情報活動支援 [商工団体による宅配の実施]	→ →
安心・安全のまちづくり	安心のまちづくり			携帯電話GPS機能活用による救急体制等の整備	→
	安全のまちづくり	防災情報等のWeb提供	→	→	→
明日を担う子どもたちを育む	明日を担う子どもを育む	パソコン教室の整備	コンテンツの充実・指導体制の整備	各校ホームページの設置	→
[上記を推進するための情報環境の整備]		イントラネット網の整備 各部課でのWeb接続環境の整備 各部課の電子メールアドレスの取得 各部課でのホームページ作成技能取得	職員意識の改善 端末機の拡充 → 各部課でのホームページ作成体制確立	端末の1人1台化 ICカード活用機器整備 → →	地域行政情報拠点の整備 → →
[通信基盤の状況等を踏まえ検討すべき項目]				講演会や審議会等のネット中継 地域文化芸能・イベント等のネット中継 市内交通状況のネット中継 自然観察定点カメラからの状況中継 [市内桜の開花・オニバスの開花・紅葉] 地域映像動画の配信 市政ニュース等の動画配信 「お知らせ」のメール配信 ICカードを活用した健康管理システムの開発 異常気象予測情報システムの開発 独居高齢世帯等の安否確認システムの開発	
参考		亀岡市議会・観光協会のホームページの開設	関係団体のホームページの開設と連携	→	→
中央政府の主な計画		地方自治事務電子化の検討・法令の改正	住基ネットワークの稼働[8月] 地方自治事務電子化の検討・法令の改正	中央政府でのバーバレス化 住基カードの交付開始[8月] 地方自治事務の電子化要領の提示 公的個人認証サービスの運用開始	

[参考資料 1]

IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針（骨子）

平成12年8月28日

情報通信技術（IT）革命に対応した地方
公共団体における情報化推進本部決定

第一 基本的な考え方

地方公共団体の電子化（電子自治体）及び地域の社会・経済活動の活性化に資するための情報基盤の整備に取り組むことを基本に、以下の諸点に配慮する必要。

1. 高度、多様化する住民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供
情報通信技術の飛躍的発展により、行政と住民との関係が大きく変わるとともに、今後、あらゆる行政分野において高度な行政サービスの提供が可能となることから、住民間の情報格差の問題（デジタル・デバイド）にも配慮しつつ、質の高い住民サービスの提供を行うことが必要。
2. 情報通信基盤の整備による社会・経済活動の活性化
電子商取引の拡大を踏まえ、地方公共団体においても、文書の電子化をはじめインターネット化への積極的な対応が求められているが、このような取組は地域の社会・経済活動に大きく寄与することを十分認識して対応することが必要。
3. 事務処理全般の見直しによる行政の簡素・効率化及び透明化
情報化を進めるに当たっては、行政の簡素・効率化の観点から事務処理全般について検討を行うことが必要。また、文書管理システムを活用した行政の透明性の確保にも留意することが必要。

第二 地方公共団体における今後の課題と基本的方向

1. ネットワークを活用した行政の簡素・効率化及び住民の利便性の向上
 - (1) インターネットを利用し、住民・地方公共団体間の行政手続が自宅や職場から簡単にできることにより、住民の利便性は飛躍的に向上。地方公共団体は、国の動向を踏まえ、速やかに環境整備を行うことが必要。
 - (2) 行政文書の起案から廃棄までを電子文書で一貫して管理する文書管理システムの導入により事務の簡素・効率化を進めるとともに、保有する電子文書

のデータベース化などにより、情報公開の推進にも努めることが必要。

- (3) ホームページを活用し、住民に必要な行政情報の迅速な発信等に努めることが必要。住民に身近な公営企業や地方議会等においても積極的な情報提供が必要。また、住民にとって必要な行政情報を迅速かつ容易に取り出せるよう、情報検索システム（クリアリングシステム）を整備するとともに、インターネットで住民の声を反映させるよう努めること等も必要。

4. 高度、多様化する住民ニーズへの対応

- (1) 福祉、教育、文化などあらゆる行政分野において、情報通信技術を活かした一層の行政の高度化に努め、高度、多様化する住民ニーズに対応することが必要。
- (2) また、情報化施策を円滑に推進する等のためには、職員の能力開発に努めるとともに、IT革命の恩恵を全ての住民が享受することができるようにするため、IT関係のセミナーを設ける等により住民の情報リテラシーの向上にも努める必要。

6. 地域における情報基盤の整備

- (1) 地方公共団体においては、地域の情報通信格差を是正し、及び産業の振興に資するという観点から、情報通信基盤の整備について積極的に努める必要。また、インターネットに接続していない住民に配慮し、公共情報端末の整備にも努めることが必要。
- (2) 地元企業等の共同利用施設やソフトウェア団地等の情報通信拠点施設は新産業の育成にも大きく寄与するものであり、整備に際しては産官学の協力が重要。また、住民がインターネットに接続した環境を体験できるような施設の整備にも努めることが必要。

第三 地方公共団体において早急に取り組むべき事項

1. 行政におけるネットワーク化の推進

- (1) 全ての情報化施策の共通基盤となる最も基礎的な情報システムとして、庁内LAN、一人一台パソコンの整備を早急に進めることが必要。
- (2) 地方公共団体間を相互に接続するとともに霞が関WANともつなぐ総合行

政ネットワークは、国地方を通じる情報化の基盤として早急な整備が必要。都道府県及び政令市は平成13年度まで、その他の市町村は平成15年度までに順次運用を開始することが期待。自治省においては、今後、実証実験を行い、早急にシステムの基本的仕様等必要な事項を示す予定。

3. 申請、届出等手続のオンライン化の推進

(1) 地方公共団体から申請者に対する通知等をオンライン化するためには、当該通知等が真に当該地方公共団体によってなされたものか等を確認できる組織認証基盤の構築が必要。都道府県及び政令市は平成13年度まで、その他の市町村は平成15年度までにシステムを構築することが必要。自治省においては、今後実証実験を行いシステムの基本的仕様等を示す予定。

(2) 地方公共団体に対する申請、届出等をオンライン化するためには、地方公共団体において、現行の印鑑登録証明と同様の機能を持った個人の公的な認証を行う基盤の整備が必要。自治省において、平成15年度までの運用開始を目指し、制度的枠組み等について検討。

(3) オンライン化を進めるためには法令の精査等が必要。地方公共団体が国の法令等に基づき処理する事務については、所管省庁の動向を踏まえた確な対応に努めるとともに、地方公共団体独自の条例、規則等に基づく事務についても所要の措置を講じることが必要。

自治省においては、現在、自治省所管の法令に基づき地方公共団体が処理する事務について法令等の精査を行っているところ。

6. 住民基本台帳ネットワークシステムの整備促進等

住民基本台帳法の一部を改正する法律の趣旨を踏まえて、各地方公共団体においては、住民基本台帳ネットワークシステムの着実な整備促進に向けた対応を行うことが必要。なお、希望者に発行される住民基本台帳カードの高いセキュリティ機能と大容量のデータ蓄積機能を利用して保健、福祉、医療等の分野での積極的な活用を図ることが重要。

7. 消防防災分野における情報通信の高度化等

衛星通信、消防・救急無線等についてデジタル化を図り、画像・データ転送、GISの防災業務への活用等の利用を促進。また、衛星通信を利用した全国の地方公共団体、消防機関を結ぶネットワークを早期に完成させる必要。さらに、ヘリコプターテレビ伝送システム等の活用も必要。加えて、情報機器の導入、消防防災活動の特性に配慮した職員研修等の推進が重要。

8. 統合型の地理情報システムの整備

統合的な情報の利用とコスト削減等の観点から、各部局で共通に利用することが可能な共用空間データを整備し、個別部局においては、共用空間データに各業務固有の空間データを重ね合わせて利用する形態をとる統合型のGISの導入を推進すべき。なお、自治省においては、今後、実証実験を行い、統合型のGISに関する指針等を示す予定。

9. デジタル・ミュージアム構想の推進

地域における文化的資源の再発見、地域アイデンティティの確立、地域の活性化の機運を自発的に醸成する環境を整備するため、地域の関係者の協力を得ながら、地域の文化施設に蓄積された文化財等のデジタル情報化の実現に向けて積極的に対応していくことが必要。

10. 歳入・歳出手続、税の申告手続等の電子化の検討

歳入・歳出手続の電子化についてはさらに積極的に推進することが必要。また、納税申告等の電子化については、円滑に推進されるよう検討を進めることが必要。

11. 電子機器利用による選挙システムの検討

自治省に設けられた研究会から、電子機器の一層の導入の促進や電子投票システムによりなじみやすい記号式投票制度の普及について提言がなされており、今後、国の動向を踏まえた対応が必要。

12. 情報化施策を推進するための体制の整備等

- (1) 情報化施策は地方公共団体のあらゆる業務にまたがるものであることから、首長等のリーダーシップの下、役割分担を明確にし、既存体制の活用、充実を含め全庁的な推進体制の整備が必要。
- (2) 職員の能力開発を図るためには人材育成が重要。特に、市町村における積極的な取組が重要。多様なレベルの職員研修等の有効活用を図るとともに、民間における人材活用や都道府県における専門家の市町村への派遣等についても検討。
- (3) 全国の市町村への情報の提供、情報政策の企画立案の支援、情報政策専門家の養成などの機能の充実を図る必要。また、地方公共団体における情報化施策等の推進に要する経費について適切に支援する予定。

第四 コンピュータ・セキュリティ及び個人情報保護

- (1) 情報セキュリティ対策については、自治省から別途通知する地方公共団体のための情報セキュリティ対策基準に基づき、各団体がセキュリティポリシーを策定した上で、それに基づく体系的なセキュリティ対策を講じることが

必要。

- (2) 現在、政府では国、地方公共団体、民間事業者を包括する基本法の制定を進めており、平成13年度の通常国会への提出を目指して検討を進めているところ。地方公共団体においては、個人の権利利益保護の観点から早急に個人情報保護対策について制度化を行うとともに、国の基本法の制定を踏まえ、所要の条例改正等についての検討が必要。

第五 情報化施策を推進する上での留意点

1. 総合的な推進計画の策定

取り組むべき課題が多岐にわたることから地域の実情に応じて、従来の情報化計画及び地域情報化計画を融合した総合的な計画を策定することが重要。

2. 推進状況のフォローアップ等

計画においては、それぞれの課題ごとに年次目標を設け、担当部局を明確化するとともに、毎年度フォローアップを行っていくことが有効。なお、自治省においては、今後、自治省が検討・実施する項目の年次計画を取りまとめたアクション・プランを速やかに策定し公表。また、指針及びアクションプランについては、国の動向を踏まえ、必要に応じ見直し等を実施。

3. 国、都道府県及び市町村間の緊密な連携、都道府県の役割

国及び地方の連携若しくは調整については、自治省と総務庁が事務局を務める「行政情報化国・地方公共団体連絡会議」で検討。また、都道府県及び市町村の連携等についても、連絡会議の活用等に努めることが必要。さらに、地域における情報化施策の推進には都道府県の役割が重要。今後、都道府県が体制の不十分な市町村への各種の支援を行うなど主体的・積極的な役割を果たすことが期待。

4. 知的財産権及び労働安全衛生

システム開発を外部委託する場合には、契約書等において著作物の帰属を明確にするとともに、その取扱いについて職員に十分周知することが必要。また、職員の健康管理の観点から、きめ細かな労働衛生管理を行うことが必要。

[参考資料 2]

電子政府・電子自治体推進プログラム

平成 13 年 10 月 16 日 総務省記者会見資料（市町村関連分抜粋資料）

総務省では、このたび、「電子政府・電子自治体推進プログラム」を作成しましたので、公表いたします。

電子政府・電子自治体については、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上や国民の利便性の向上を目的として、e-Japan 重点計画に基づき推進しておりますが、この「電子政府・電子自治体推進プログラム」は、電子政府・電子自治体により実現する新しい行政サービスの将来イメージやそのための取組のスケジュールの全体像をわかりやすく整理したものです。

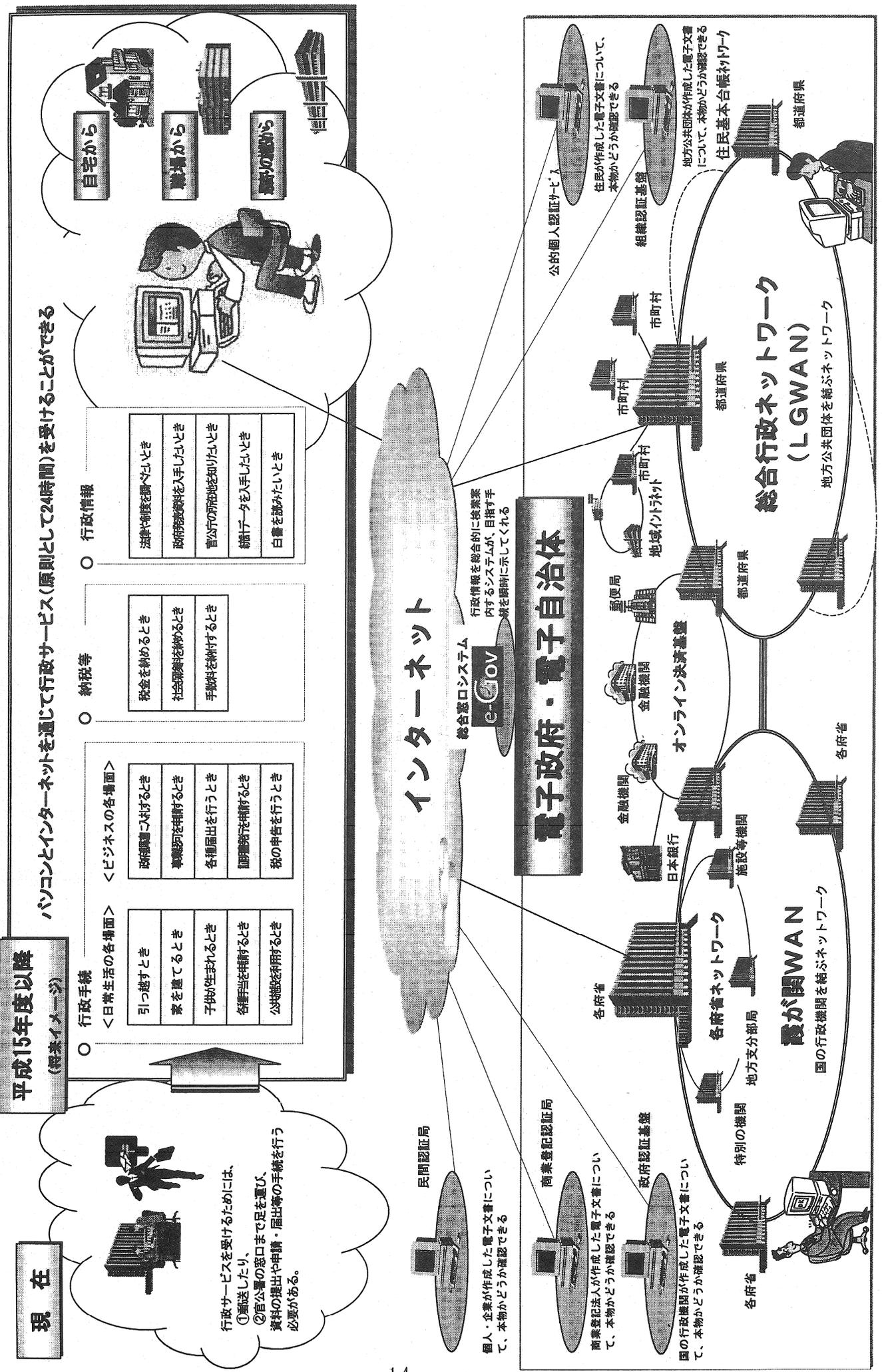
今後、総務省では、政府が実現しようとしている電子政府・電子自治体の具体像について国民の皆様から十分御理解をいただき、さらに御意見・御要望をいただきながら、真に便利だ、役に立つと認めていただける電子政府・電子自治体の実現に向けて更に取り組んでまいります。

大臣官房企画課

行政管理局行政情報システム企画課

自治行政局自治政策課地域情報政策室

I 電子政府・電子自治体のイメージ図 - 実現する新しい行政サービス -



現在

平成15年度以降 (将来イメージ)

パソコンとインターネットを通じて行政サービス(原則として24時間)を受けられる

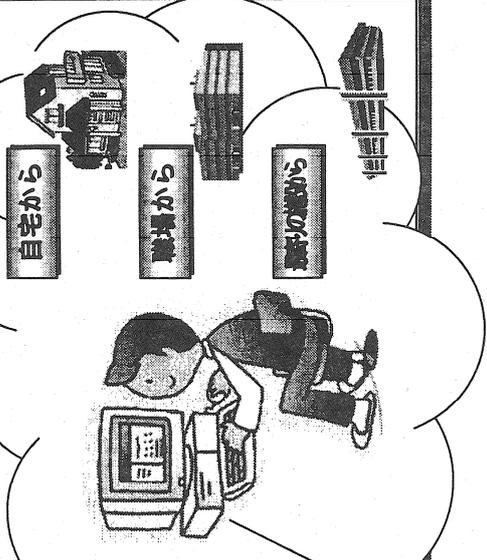
- 行政手続
 - <日常生活の各場面>

引越すとき
家を建てる時
子供が生まれる時
各野党を結ぶ時
公営施設を利用する時
 - <ビジネスの各場面>

政府機関と交渉する時
専断契約を締結する時
各種届出を行う時
証明書を申請する時
税の申告を行う時
- 納税等

税金を納める時
社会保障料を納める時
手数料を納付する時
- 行政情報

法律や制度を調べたいとき
政府文書を知りたいとき
官公庁の所在地を知りたいとき
締結したい契約を知りたいとき
白書を提出したいとき



自宅から
職場から
携帯の機から

インターネット



総合窓口システム
行政情報を総合的に検索するシステムが、目指す手続を同時に示してくれる

電子政府・電子自治体

民間認証局

個人・企業が作成した電子文書について、本物かどうか確認できる

商業登記認証局

商業登記法人が作成した電子文書について、本物かどうか確認できる

政府認証基礎

国の行政機関が作成した電子文書について、本物かどうか確認できる

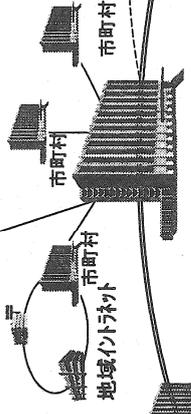
公的個人認証サービス

住民が作成した電子文書について、本物かどうか確認できる

組織認証基礎

地方公共団体が作成した電子文書について、本物かどうか確認できる

住民基本台帳ネットワーク



オンライン決済基礎

総合行政ネットワーク (LGWAN)

地方公共団体を結ぶネットワーク

霞が関WAN

国の行政機関を結ぶネットワーク

Ⅲ 電子自治体関係

1 地方公共団体の電子化ステップ

(1) 地方公共団体の電子化ステップ

第一ステップ 国・地方を通じる基盤整備の推進

- ① 庁内LAN、一人一台パソコンの整備 ⇨ 速やかに整備
- ② 地方公共団体を結ぶネットワーク整備
 全都道府県、政令指定都市 ⇨ H13. 10から運用開始
 国のネットワークとの接続 ⇨ H14早期
 全市町村 ⇨ H15までに整備
- ③ 住民基本台帳ネットワークの整備
 ネットワーク稼働 ⇨ H14. 8から
 住民基本台帳カード交付 ⇨ H15. 8から

第二ステップ インターネット上での本人確認の仕組みづくり

- ① 行政機関側の認証（組織認証基盤）
 全都道府県、政令指定都市 ⇨ H14. 3から運用開始
 全市町村 ⇨ H15までに整備
- ② 住民側の認証（公的個人認証サービス）
 都道府県・市町村 ⇨ H15中に運用開始

第三ステップ 地方公共団体の電子窓口サービスの推進 （電子申請システムの整備）

- ・ 先行団体（主に都道府県）⇨ H13にモデル実験
 H14から運用開始
- ・ その他団体（主に市町村）⇨ H15以降、順次

(2) 人材育成の推進

地方公共団体における専門家の育成 3年間で1万人 等

事項	13年度	14年度	15年度	16年度
<第一ステップ>				
総合行政ネットワーク	全都道府県・政令市で運用開始（10月）	市町村で順次構築 →15年度内に全団体のネットワークとの接続	市町村で順次構築 →15年度内に全団体のネットワーク稼働（8月）	
住民基本台帳ネットワーク	運用準備		住基カードの交付開始（8月）	
<第二ステップ>				
組織認証基盤	全都道府県・政令市で運用開始（3月）	市町村で順次構築 →15年度内に全団体の運用開始		
公的個人認証サービス	[モデル実験] [法案提出]	[全国的な実証実験]	構築 →運用開始	
<第三ステップ>				
【パイロット事業】				
電子申請システムの整備	[モデル実験]	[認証基盤との接続実験]	[決済基盤との接続実験]	
	【先行団体（主に都道府県）】			
	モデル実験	システム構築、運用開始、対象手続拡大		
【その他の団体（主に市町村）】				
順次、システム構築、運用開始				
<その他>				
地方税の電子申告	地方税電子化推進協議会の検討 [モデル・システムの実証実験]		可能な団体から、順次 システム構築、運用開始	
電子調達	モデル実験		順次、運用団体の増加	
地方選挙における電子投票	試行の準備 法案準備		[試行実施]	

(注) [] 内は、国の支援策（国費）である。

2 地方公共団体の手続のオンライン化を可能とするための国における制度面の条件整備の計画
 (平成13年6月 申請・届出等手続のオンライン化に係るアクション・プランによる) (主なもの)

	～13年度	14年度	15年度
【申請・届出等手続のオンライン化の条件整備】			
<国民生活関係>			
住民票・戸籍関係			・住民票の写し等の交付請求 ・戸籍謄抄本交付請求、婚姻届等
旅券関係			・旅券発給申請関係手続
社会福祉・年金・保険関係	・介護給付費の請求	・保育の申請 ・妊娠の届出 ・国民年金関係手続 ・介護保険関係手続	
教育・文化関係			・学校設置・廃止の認可申請 ・埋蔵文化財発掘届出
環境関係	・特定化学物質に関する届出	・自然公園関係手続	・大気汚染、騒音規制関係手続 ・廃棄物処理業の許可申請
<ビジネス関係>			
農林水産関係	・海洋生物資源の採捕に関する報告	・家畜の伝染疾病の届出 ・森林伐採の届出	・農地転用許可申請 ・漁船の登録申請
建設関係		・建築確認申請 ・都市計画区域内の開発許可申請	・道路の占用許可申請 ・建設業の許可申請（ <small>（<u>〇</u>〇〇県）</small> ）
交通・運輸・通信関係	・道路使用許可申請 ・旅行業の登録申請（ <small>（<u>〇</u>〇〇行のみ）</small> ） ・通訳案内業の免許申請	・特殊車両の通行許可申請	・自動車保管場所証明の申請
小売・飲食店関係		・大規模小売店舗の新設届出 ・飲食店営業の許可申請	・古物商の許可申請
金融・保険関係		・貸金業の登録申請	
雇用・労働関係		・職業訓練の認定申請	・消防用設備等の設置届出、点検報告 ・消防設備士試験の受験申請
その他			・地方税申告等
<納税関係>			
オンライン化条件整備件数（累計）	55件（1%）	3,055件（59%） 引上げを目指す	4,914件（95%）
【入札手続】			
	・電子入札・開札の試行等による一般競争入札の適切な実施 ・電子入札の本格導入に向けての支援		

(参考) 地方公共団体の電子化スケジュール

基本方針

- 国・地方を通じる共通基盤 H15までに整備
(公的個人認証サービス、組織認証、住基ネット、総合行政ネット)
- 地方における窓口の電子化 H15以降速やかに整備

[地方公共団体の取組及び国の支援策]

事項	13年度	14年度	15年度	16年度～
○ ネットワークの整備	全県・政令市で運用開始(10月)	市町村で、逐次、稼働 (国と連携)	市町村で、逐次、稼働 (稼働(8月))	全団地で運用開始
1. 総合行政ネットワーク		ネットワーク運用準備 (稼働(8月))	住基カード交付準備 (稼働(8月))	全団地で運用開始
2. 住民基本台帳ネットワーク				
○ 本人確認の仕組みの整備				
1. 組織認証基盤	全県・政令市で構築(3月)	市町村で、順次、構築	市町村で、順次、構築	全団地で運用開始
2. 公的個人認証サービス	モデルシステム構築(3月) (法策提供)	全国的な実証実験	構築	運用開始
○ 電子窓口の整備 (電子申請システム) (公金収納システムを含む。)	<パイロット事業> モデルシステム構築(3月) (法策提供)	認証基盤との接続実験	法基盤との接続実験	運用開始
○ 地方税の電子申告	<先行団体> (主に都道府県) モデル実験 <市町村等>	システム構築、対象手続拡大、運用開始	システム構築、運用開始	順次、システム構築、運用開始
○ 電子調達	地方税電子化推進協議会の検討	モデル・システムの実証実験	可能な税目から、順次システム構築、運用開始	
○ 地方選挙における電子投票	<先行団体> 関係機関と調整 (法策提供)	先行実施の促進(技術面、財政面の支援等)	先行実施の促進(技術面、財政面の支援等)	実施

(注1) 地方公共団体の取組を

で、また、これに対応する国の支援策(国費)を

で表示。

[参考資料3]
中央政府における計画

項目	細目	2001年 平成13年	2002年 平成14年	2003年 平成15年	2004年 平成16年	
中央政府の電子政府計画	オンライン申請目標	基本目標	397件[4%]	5,545件[50%]	1,0868件[98%]・H15度末までに各省庁で整備	
	実施計画	電子申請システム[パブリック事業]	モデル実験	認証基盤との接続実験	決済基盤との接続実験	
		行政機関側面[府省庁認証局]	一部運用開始	14年度末までに各府省庁で整備		
		申請者側側面[電子認証システム]	サービス開始	地域拡大	おおむね全国でサービス提供	
	認証計画	電子署名法に基づく民間認証局	サービス拡大	逐次拡大		
		組織認証基盤	都道府県・政令指定都市で開始	市町村で順次構築[15年度内に全団体に運用開始]		
		公的個人認証サービス	モデル実験・法案提出	全国の実証実験	構築・運用開始	運用
	具体提示計画項目 [自治体に関する主なもの]	社会福祉・年金・保健関係		年金基金の業務報告	健康保険・厚生年金の被保険者取得届	
		建設関係	道路の占用許可申請	測量業の登録申請	建設業の許可申請(府県をまたがるもの)	
		納税関係			所得税・法人税・消費税の申告・納税	
		手数料電子納付		民間金融機関のインフラ整備	電子納付開始[H16.1]	
		非公共事業の電子入札[全府省]	政府調達統合データベース運用開始	試行運用	運用開始	
		公共事業の電子入札[国土交通省]	一部運用開始[大規模事業]	運用拡大[2億円以上の公募事業]	全面導入	
	参考事項				府省庁におけるペーパーレス化	→

中央政府による電子自治体計画	国・自治体間の基盤整備	総合行政ネットワーク	都道府県・政令指定都市で開始	市町村で順次構築[15年度内に全団体に運用開始]		
		住民基本台帳ネットワーク	運用準備	ネットワーク稼働[8月]	住基カードの交付開始[8月]	運用
	自治体の電子申請整備計画	電子申請システム[都道府県]	モデル実験	システム構築・運用開始・対象手続の拡大		
		電子申請システム[市町村]	-	システム構築・運用開始・対象手続の拡大		
	地方自治事務の電子申請支援 [※うち明示項目の一部]	法手続等	実施方針の検討・法令の改正		事務処理要領の提示	運用支援
		市民生活関係			住民票写交付請求・戸籍関係請求等	運用支援
		旅券関係				
		社会福祉・年金・保健関係	介護給付金の請求	保育申請・国民年金手続・介護保険手続		
		環境関係		自然公園手続	大気汚染騒音手続・廃棄物処理許可申請	
		農林関係		森林伐採届出	農地転用許可申請	
		建設関係		建築確認申請・開発許可申請	道路の占用許可申請・建設業許可申請	
		防災関係			消防設備設置届出点検報告	
		納税関係	地方税の電子申告モデル実験		可能団体から逐次システム構築・運用開始	
		電子調達	モデル実験	順次、運用団体の増加		
地方選挙の電子投票	試行の準備	試行実施				